

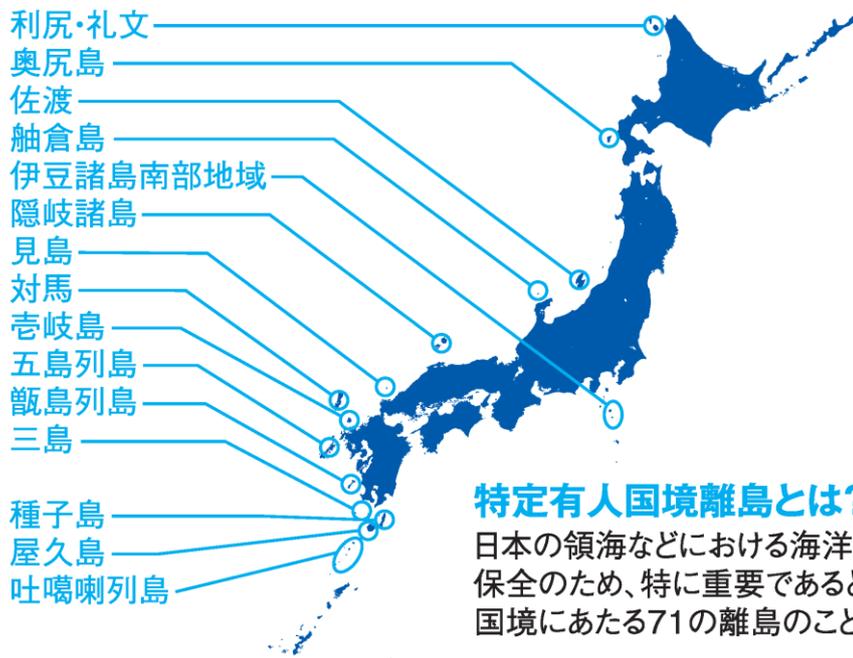
令和3年度

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金

- 雇用機会拡充支援事業 -

第2回公募要領

特定有人国境離島



特定有人国境離島地域*における民間事業者等の雇用拡大に伴う、創業・事業拡大等に必要な設備資金や運転資金を支援します。

令和3年7月 長崎県五島市

目 次

1. 事業目的	・ ・ ・	1
2. 募集期間	・ ・ ・	1
3. 補助対象者	・ ・ ・	1
4. 事業の実施要件	・ ・ ・	2
5. 雇用に関する要件	・ ・ ・	3
6. 事業計画期間	・ ・ ・	4
7. 補助対象経費	・ ・ ・	5
8. 補助対象事業費の上限額	・ ・ ・	5
9. 事業計画書の作成	・ ・ ・	6
10. 審査選定	・ ・ ・	6
11. 事業実績報告書の作成	・ ・ ・	8
12. 特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金	・ ・ ・	9
13. 応募手続き	・ ・ ・	9
14. 申請者情報の管理	・ ・ ・	10
15. 公募スケジュール	・ ・ ・	11
別表 雇用機会拡充支援事業の対象経費	・ ・ ・ ・	12
提出書類	・ ・ ・ ・	14
様式第1号 雇用機会拡充支援事業計画採択申請書	・ ・	15
様式第2号 雇用機会拡充支援事業計画書記載例	・ ・ ・	16
様式第3号 雇用機会拡充支援事業収支予算書	・ ・ ・	28
追加様式 補助対象外事業費内訳	・ ・ ・	29
追加様式 雇用予定調査書	・ ・ ・	30
追加様式 事業実施予定地の位置図	・ ・ ・	31
別紙様式2 暴力団等排除に関する誓約書	・ ・ ・	32

1. 事業目的

雇用機会拡充支援事業は、特定有人国境離島地域※における持続的な居住が可能となる環境の整備を図ることを目的として、雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う民間事業者等に対してその事業資金の一部を補助することにより、特定有人国境離島地域における雇用機会の拡充を図ろうとするものです。

※ 特定有人国境離島地域とは、有人国境離島地域のうち、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることがその地域社会を維持する上で特に必要と認められる離島であり、全国で71の離島が指定されています。

2. 募集期間

令和3年7月1日(木)～令和3年8月2日(月)17時

※ 申請書類の必着期日になりますのでご注意ください。

※ 事業計画作成にかかる個別相談会を開催します。

応募を希望する方は、事前に必ず個別相談を受けてください。

◎事前個別相談

日 程：令和3年7月1日(木)～7月30日(金)

場 所：五島市役所

料 金：無料

相談時間：30分以内

申込先：五島市商工雇用政策課 電話 0959-72-7862

※事前に電話予約が必要です。

3. 補助対象者

事業実施者は、対価を得て事業を営む個人又は法人であって、次の各号のいずれかに該当するものとします。

- ① 五島市内において創業する者（事業を承継する者を含む。）
- ② 五島市内の事業所において事業拡大を行う者
- ③ 主として五島市内の商品、サービス等の販売を目的として五島市以外の地域において創業する者

雇用機会拡充支援事業の実施者は、公序良俗に問題のある業種を除き、業種による制限はありません。但し、訴訟や法令順守上の問題を抱える者でなく、公的資金の交付先として、社会通念上適切と認められる者である必要があります。

創業とは、

- ・ 個人開業若しくは会社等を設立し、新たに事業を開始すること（新規創業）
- ・ 既に事業を営んでいる者から事業を引き継ぎ、新たに事業を開始すること（事業承継による創業）※設備投資等を行って付加価値を向上させることが必要

事業拡大とは、

- ・ 既に事業を営んでいる者が、生産能力の拡大、商品・サービスの付加価値向上等を図るために雇用拡大、設備投資等を行うこと

4. 事業の実施要件

雇用機会拡充支援事業を実施する者は、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 雇用創出効果が見込まれる創業又は事業拡大であること。具体的には、それぞれの場合に応じて、以下の要件を満たすことが必要です。
 - イ) 創業の場合、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大する成長性が見込まれる
 - ロ) 事業拡大の場合、売上高の増加又は付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額をいう。以下同じ。）の増加を伴う事業拡大であって、計画期間内にその事業拡大のために新たに従業員を雇用し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれる
 - ハ) 五島市以外の地域において創業する場合、計画期間内に当該事業者と直接取引のある五島市の産品、サービスの生産者等の売上高の増加又は付加価値額の増加及び従業員の新たな雇用に寄与し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれる
- ② 本事業終了後に売上高の増加又は付加価値額の増加が図られる蓋然性が高い事業性を有するものであること。
- ③ 創業又は事業拡大に要する事業資金について、自己資金又は金融機関からの資金調達が十分に見込まれること。

(留意事項)

- ・ ビジネスベースで成立する事業に対して補助を行うものであり、交付金を充当してどのように対価を得て事業を営むか（ビジネスモデル）が不明確な単なる施設改修、設備費等は対象外となります。地方公共団体が実施すべき事業や、行政からの補助金、助成金、業務委託等によって業務を行う事業は対象外です。
- ・ 交付決定日以降の創業又は事業拡大が交付対象事業となります。

- ・ 同一の事業者が複数の申請をすることはできません。(別事業について次年度以降に申請することは可能です。)
- ・ 過去(過年度)、交付決定を受けた場合でも別事業で申請することは可能です。

5. 雇用に関する要件

雇用機会拡充支援事業は、五島市における雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う事業者への支援を行うものです。雇用に関する要件については、以下のとおりです。

なお、補助金による助成終了後も、雇用が継続しているかどうか確認するため、賃金台帳の確認、雇用保険加入の状況の確認、従業員の連絡先の把握等により、モニタリングを行います。

- ① 計画期間中に一週間の所定労働時間が20時間以上の従業員を新たに雇用[※]し、計画期間終了後もその雇用を継続して頂く必要があります。(所定労働時間が週20時間以上の常用雇用者[※]を雇用人数の最小単位として計算してください。これ未満の雇用者は、1名とカウントしません。)

※常用雇用とは、事業所に常時雇用されている人をいいます。期間を定めずに雇用されている人又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人をいいます。

- ② 五島市に居住して創業する場合には、自らを「雇用」とみなすことができます。
- ③ 冬季間に閉業する宿泊施設など季節要因等による閉業期間がある場合には、その期間は雇用を継続すべき期間から除くことができます。
- ④ 交付決定日より前に雇用した従業員は、「新たに雇用した者」には該当しません。
- ⑤ 雇用した者が退職、解雇等となった場合については、速やかに別の者を雇用する必要があります。
- ⑥ 雇用機会拡充支援事業は、地域社会を維持することを目的としていますので、事業期間終了後も継続して雇用することが求められます。事業終了後に、雇用した者を直ちに解雇、雇い止め等するような計画にあっては、雇用機会拡充事業の対象となりませんのでご注意ください。
- ⑦ 新たに雇用する従業員が新規学校卒業者であり、卒業を待たなければならないなどの理由により計画期間内に雇用を開始することができない場合、採用の決定が計画期間内に行われていれば、実際に雇用を開始する日が計画期間の終了後であっても、計画期間内に雇用したものとみなすことができます。ただし、雇用したものとしてみなすことができるのは、実際に雇用を開始する日が計画期間終了後概ね1か月以内のものに限ります。

6. 事業計画期間

雇用機会拡充支援事業（令和3年度第2回公募分）の事業計画期間は、交付決定日（令和3年10月1日予定）から6か月間です。補助金交付を受ける期間を6か月間とする事業計画（様式第2号）を提出ください。

ただし、五島市では、以下の類型に該当する事業を実施しようとする者については、地域社会維持にとって特に重要であると認めることから、最長で5年間（交付決定日から最長令和8年3月31日まで）の計画期間での事業計画の申請を受け付けることとしています。なお、複数年の事業計画申請が受け付けられた場合であっても、採択の可否は年度ごとに判断することとなりますのでご注意ください。

※ 五島市が特に重要であると認める事業は以下のとおりです。

- ① 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針の記載内容（島と国内外との間で人が交流し、モノ・カネの対流と島内経済の拡大を生み出すような事業。例：島の製品のブランド化・販路拡大・付加価値向上、地域商社機能の創出、島全体の人材確保・派遣機能の創出、宿泊施設の魅力向上・協業化、シェアリングエコノミーの導入、DMO機能の創出、外国人旅行客の呼び込み等）に合致する事業。
- ② 島内の経済及び雇用を特に拡大させる効果がある事業または「五島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」が目指す方向性に合致し、数値目標、KPIの達成に大きく寄与すると認められる事業。

※ 五島市が特に重要であると認めるにあたり、事業計画期間中に新たに4人以上の新規雇用を創出することは必須の要件です。

複数年度申請の場合、2年目以降の補助金申請において、事業実施者による事業が次に掲げる事由に該当する場合には、補助金の交付ができません。

- ① 事業者の事業所全体における雇用者数が、前年度の補助金交付決定日における雇用者数を下回っている場合
- ② 事業開始日が属する年度における当該事業による収入額（補助金等収入を除く。）が必要経費（売上原価、販売費、一般管理費その他税務上必要経費と算入できる経費をいう。）を上回って黒字となる場合

7. 補助対象経費

雇用機会拡充支援事業の補助対象経費は、別表（P 12～13）のとおりです。
補助対象経費は、事業に使用したものとして明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額が確認できるものに限り、また、支出を行うに当たっては、以下に留意してください。

- ① 事業を実施する上で必要不可欠なものに限定してください。
- ② **交付決定日より前に契約や支出した経費は、補助対象経費に含めることはできません。**
- ③ **単なる老朽化した施設や設備の更新等は対象となりません。**
- ④ 不動産、自家用車その他の個人・法人の資産形成につながるもの及びパソコン、電話、FAX、タブレットその他の汎用性が高く、**事業に直接必要かどうか判別が不明確な物品は対象となりません。**
※原則、車両は対象外ですが、特に事業に必要として認められる場合は、運転日誌など、当該車両が本事業にのみ使用されていることを証する書類が必要です。
- ⑤ **短期間しか使用しないもの等、**レンタル等に対応の方が合理的であると考えられるものは設備の設置・購入ではなく、リース・レンタルで対応してください。
- ⑥ **国や地方公共団体等の他の補助事業により補助対象となっている経費については対象となりません。**

8. 補助対象事業費の上限額

補助対象となる事業費は、下表の左欄の区分毎に応じ、右欄の額となります。

事業実施者は、補助対象事業費の4分の1以上の額（下表の括弧内の額）を自己負担する必要がありますので、ご注意ください。

区 分	補助対象事業費の上限額	補助金の上限額
創 業	600万円（150万円）	450万円
事業拡大（設備投資を伴うもの）	1,600万円（400万円）	1,200万円
事業拡大（その他）	1,200万円（300万円）	900万円

※設備投資を伴うものとは、設備費若しくは改修費又はこれらに係る減価償却費を補助対象とするものをいう。

※複数年度事業計画に係る事業において、「事業拡大（設備投資を伴うもの）」の区分で申請できるのは、事業計画期間中のいずれか1年度に限る。

※複数年度事業計画に係る事業において、改修費を補助対象とできるのは、事業計画期間中のいずれか1年度に限る。

9. 事業計画書の作成

事業実施者は、五島市雇用機会拡充支援事業計画書（様式第2号）に事業内容や資金計画などを記載するとともに、以下の内容について記載して提出してください。

（1）業績評価指標の設定

本事業では、事業の効果を測り、早期の自立化を促す観点から、補助金交付決定後3年後まで（これより長い計画期間で事業を実施する事業については、計画期間の終期まで）以下のいずれかの項目を業績評価指標として設定の上、成果目標を定めて計画を作成して頂きます。

- ① 付加価値額（営業利益、人件費、減価償却費の合計額）
- ② 経常利益（営業利益及び営業外利益の和から営業外費用を控除したもの）
- ③ 売上高

（2）長崎県計画との整合

長崎県では、特定有人国境離島地域における地域社会の維持を目的として、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号）第4条に規定する国の基本方針に基づき、同法第10条に規定する長崎県計画を策定しています。この計画には、地域における雇用機会の拡充を図るための施策について記載されますので、申請する事業内容について計画と整合する部分について、事業計画書に記載する必要があります。長崎県計画については、市ホームページに掲載しています。

10. 審査選定

応募者からの事業計画等の提出書類（P14）の申請を受けて、「4. 事業の実施要件（P2）」「5. 雇用に関する要件（P3）」に関する適合性について書面審査を行ったうえで、五島市において審査委員会を開催し、雇用創出効果が高く、かつ、事業性、成長性、継続性が見込まれるかどうかを審査し、最終的に、市長が事業採択を行います。審査は、以下の観点から審査を行い、採択の可否を書面で通知します。

① 雇用創出効果

事業計画に記載された雇用が確実に確保される見込みがあるとともに、事業計画期間終了後も、継続して雇用がなされ、さらに拡大していく見込みがあること。

また、事業実施に必要な人員の確保に目途が立っていること。

3人以上の常用雇用がなされる事業を優先的に採択することとしますが、3人未満であっても、地域性（地域の歴史、文化等に根差しており、哲学、ストーリーが語り得る可能性がある等）があるようなものについても採択します。

事業内容に適正な雇用計画を立ててください。

② 事業性、成長性、継続性の判断

- イ) ターゲットとする顧客や市場が明確で、商品、サービス、又はそれらの提供方法に対するニーズを的確に捉えており、事業全体の収益性の見通しについて、より妥当性・信頼性があること。
- ロ) 商品やサービスのコンセプト及びその具体化までの手法やプロセスが明確となっていること。事業実施に必要な人員の確保に目途が立っていること。販売先等の事業パートナーが明確になっていること。
- ハ) 補助金による助成期間終了後も事業が継続され、売上高、付加価値額、経常利益が増加していく蓋然性が高いこと。補助金による経費負担がなくなると、事業継続や生産能力の維持ができないような事業ではないこと。

③ 雇用機会拡充事業の趣旨への合致

審査に当たっては、本事業の趣旨に合致するような事業であるかどうかについて、以下に掲げる基準を踏まえて行います。

- イ) 島外の需要を取り込み、島内の経済及び雇用を拡大させる事業であること
（代表的な例：島を代表する産品及び観光のブランド化、販路拡大、付加価値向上、流通効率化を図るものなど、主に島外の顧客を対象にして商品又はサービスを提供するもの）
- ロ) 離島であることによって生じている島内の生活や産業にとって必要不可欠な商品又はサービスの提供を受けることに関する条件不利性を改善する事業
- ハ) 五島市以外の地域から事業所を移転して行う事業、五島市以外の地域から移住して創業する事業など、島への転入者数の増加に直接的に効果があることが明確な事業であること
- ニ) 島外から人材を一元的に募集・確保して島内で不足する働き手として活用したり、業種ごとの繁閑期に応じてマルチワーカーとして働けるような環境を創出したりする等、島内に働き手を呼び込み、又は安定的な雇用を創出する効果があるもの

ホ) 宿泊施設、飲食店等において、施設の多言語対応、無料公衆無線 LAN (Wi-Fi) 整備、外国人向けメニュー開発を行うなど、訪日外国人旅行者の受入環境整備を伴う事業

《留意事項》

事業の採択に当たっては上記の審査基準に加え、雇用機会拡充事業の趣旨に合致しない以下のような事業については採択しないこととしておりますので、申請に当たってはご注意ください。

- イ) これまでの事業で支出していた経費の肩代わり、単なる老朽化設備・施設の更新・改修費、元々採用が予定されていた者の人件費など、創業・事業拡大と支出経費の因果関係が明確に説明できない経費が計上されている事業
- ロ) 島内の同業他社との差別化を図ることが難しい商品又はサービスに係る事業であって、その者のみを支援すると同業他社との競争関係を歪めかねないもの
- ハ) 短期的な需要や官公需を当て込んだ事業
- ニ) どのように対価を得て事業を営むか不明確な事業、行政からの補助金、助成金、業務委託等によって業務を行う事業
- ホ) 他の補助金で実施した方が明らかに適切であると思われる事業

④ 資金調達の見込み

事業を進めるにあたっては、必要な事業資金が確保されている必要があります。自己資金相当額に加えて、補助金が交付されるまでの事業資金についても十分に調達が見込まれていることが必要です。(※雇用機会拡充支援事業に採択された場合、補助金が実際に支払われるのは、設備等の設置を確認した後の精算払いになります。)

事業計画書の P 2 1 「4-1. 事業計画に係る資金計画」中、<補助金交付までの手当>については確実に記載してください。

1 1. 事業実績報告書の作成

採択された事業実施者は、事業実施期間（複数年度事業については、最終年度）の翌年度から 2 年間の事業実施状況について事業実績報告内訳書に記載し、報告する必要があります。

12. 特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金

国（内閣府）では、本補助金と併せて、別途、特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給事業を実施しており、指定金融機関から無利子（低利）融資（最長5年間（元金据え置きあり）、融資上限額7200万円）が受けられる可能性があります。五島市内で本制度を活用できる金融機関は、以下のとおりですので、ご利用を検討される方はお問い合わせください。

- ・（株）十八親和銀行
- ・ごとう農業協同組合
- ・福江信用組合
- ・長崎県信用漁業協同組合連合会

13. 応募手続き

雇用機会拡充支援事業の申請書類や手続きは以下のとおりです。

（1）提出書類

- ・P14【提出書類】を参照ください。
- ・様式については、五島市ホームページまるとうに掲載しています。

[まるとう 雇用機会拡充事業](#) [検索](#)

（2）提出先

提出先は、事業内容に応じて以下の所管課が対応します。

所管課が不明な場合は、商工雇用政策課へお問い合わせください。

部名	所管課・班	連絡先
産業振興部	商工雇用政策課（雇用・起業促進班）	0959-72-7862
	再生可能エネルギー推進室	0959-88-9503
	農林課（農務班、畜産・鳥獣対策班）	0959-72-7816
	農林課（耕地整備班、椿・森林班）	0959-88-9533
	水産課（水産振興班）	0959-72-7869
地域振興部	観光物産課	0959-74-0811
	地域協働課	0959-76-3070

（3）提出方法

各所管課に提出ください。（郵送可、締切日必着）

14. 申請者情報の管理

本事業への応募に係る提出書類により、五島市が取得した申請者の情報については、補助事業者（市、県、国）による審査選定、事業管理以外に利用することはありません。（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）

長崎県も審査選定、事業管理において、本事業に関与し、申請者の情報を共有します。

○問い合わせ先

五島市産業振興部商工雇用政策課（雇用・起業促進班）

電話番号：0959-72-7862（直通） F A X：0959-74-1994（代表）

メールアドレス：shoukou@city.goto.lg.jp

15. 公募スケジュール

事業計画の募集から事業開始までの流れ

時 期	五 島 市	事 業 者
令和3年7月1日(木)	事業計画公募開始	
		← 質問・相談
7月1日(木)～ 7月30日(金)	個別相談	
	↓	← 事業計画等の提出
8月2日(月)	募集〆切	
8月上旬～8月中旬	事業計画事前審査	
8月下旬	審査委員会開催	← 事業内容プレゼン
9月下旬	事業者の決定（採択結果通知）	
10月1日(金) ※予定	交付決定	← 交付申請
		事業開始
～	進捗確認・実地検査	→
		↓
令和4年3月31日(木)		事業完了
事業完了後20日以内もしくは 3月31日のいずれか早い日	実績報告内容検査	← 事業実績報告書提出
4月上旬 ※予定	額の確定通知	
4月上旬 ※予定	補助金支払	← 補助金請求

別表 雇用機会拡充支援事業の対象経費

対象経費	経費内容
<p>設備費又はこれに係る減価償却費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 創業又は事業拡大に必要な機械、装置、器具、備品その他の設備の設置・購入費、リース・レンタル費（設置、据付工事を含む） ・ 上記設備を格納する簡易な倉庫、納屋等の工事費 ・ 上記設備導入に伴って必要となる解体・処分費用 ・ 設備導入に係る減価償却費 <p>注）中古品については、価格設定の適正性が明確なものに限ります。</p> <p>注）土地・建物（中古含む）の取得及び用途・必要性が明確でない経費は対象になりません。</p>
<p>改修費又はこれに係る減価償却費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の用に供する建物および建物附属設備の改修費（増築や改築を含む。建物と住居等が明確に分かれているものに限る。）又は減価償却費 <p>注）土地・建物（中古含む）の取得及び用途・必要性が明確でない経費は対象外</p>
<p>広告宣伝費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告掲載費、ホームページ、パンフレット、DM製作・配布・郵送費 ・ 商品の販路拡大、プロモーション、マーケティング等の販売促進費（調査費、出店料、外注費、専門家等への謝金、旅費等） ・ 創業又は事業拡大のために新たに雇用する従業員の求人・選考に係る費用（求人広告の掲載、求職者向けのセミナー・会社説明会への出展費用、事業者が負担した被選考者の交通費及び宿泊費等）
<p>店舗等借入費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 創業又は事業拡大のために新たに借り入れする場合の事務所・事業所の賃料、店舗（物販店舗、飲食店等）のテナント料（店舗と住居等が明確に分かれているものに限る。）

<p>人件費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 創業又は事業拡大に必要な従業員の給与、賃金（事業拡大の場合には、新たに雇用する者に係るものに限る。） ・ 創業・事業拡大に伴って新たに雇用するパート・アルバイトの賃金（事業拡大の場合には、事業拡大に伴って新たに雇用する者に限る。） ・ 給与・賃金は1人あたり常勤雇用の場合は、月額35万円、非常勤雇用の場合は、月額20万円、パート・アルバイトは日額8千円/人を上限とする。 <p>注）代表者、役員（創業者、雇用主等）及びその親族（生計を一にする三親等以内）に対する人件費は対象となりません。</p>
<p>研究開発費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品又はサービスの研究開発に係る経費（市場調査費、試作品の製作費、委託・外注費、専門家等へ謝金、旅費等）
<p>市外からの事業所移転費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 離島外から離島への事業所移転・引越し経費、従前の事業所の原状回復費その他移転にかかる諸経費
<p>従業員の教育訓練経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員（創業の場合、本人も含む）の資格取得（小型船舶免許、クレーン技師等の離島で取得できないもの）・研修・講習受講にかかる経費（創業又は事業拡大に直接必要なものに限る。） <p>注）求職者の人材育成にかかる経費や、創業・事業拡大に伴わない教育訓練費は対象になりません。</p>

【提出書類】

必ず提出する書類

提出書類	紙	データ
雇用機会拡充支援事業計画採択申請書（様式第1号）	○	—
雇用機会拡充支援事業計画書（様式第2号）	○	○
雇用機会拡充支援事業収支予算書（様式第3号）	○	○
雇用予定調査書	○	○
事業実施予定地の位置図	○	○
暴力団等排除に関する誓約書（別紙様式2）	○	○
補助対象経費に係る見積書等	○	—
改修する箇所の状況が確認できる写真 ※改修費を補助対象経費とする場合	○	—
市税の滞納のない証明書	○	—

申請区分に応じて必ず提出する書類

申請区分	提出書類	紙	データ
創業	住民票	○	—
事業拡大 (個人事業主)	住民票	○	—
	直近の確定申告書一式（写し） ※税務署受付印のあるもの。 ただし、電子申告の場合は、申告書控え一式	○	—
事業拡大 (法人)	定款（押印のあるもの）	○	—
	履歴事項全部証明書（原本）	○	—
	直近の決算報告書（貸借対照表、損益計算書）	○	—
	直近の事業報告書、貸借対照表（NPO等の場合）	○	—

必要に応じて提出する書類

提出書類	紙	データ
補助対象外事業費内訳	○	○
事業計画補足資料（任意様式）	○	—

様式第 1 号（第 4 条関係）

令和 年 月 日

五島市長

申請者 住 所
氏 名 ④

令和 3 年度雇用機会拡充支援事業計画採択申請書

令和 3 年度において雇用機会拡充支援事業を実施したいので、五島市雇用機会拡充支援事業補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 雇用機会拡充支援事業計画書（様式第 2 号）
- 2 雇用機会拡充支援事業収支予算書（様式第 3 号）
- 3 その他必要な書類

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金／雇用機会拡充事業
事業計画書(五島市)

記入日: **令和 X年X月X日**

1. 申請者概要(※1)

ふりがな 事業者名	ゆうじんりとう 株式会社 有人離島	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人
ふりがな 代表者氏名	りとう ゆうこ 離島 有子	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 55年 1月 23日(41歳)
所在地	〒XXX-XXXX ●●県◆◆市▲▲町 123	TEL	XXX-123-4567
		FAX	
担当者連絡先	(氏名) 海洋 一郎	(E-mail)	kaiyo@XXX.co.jp
	(TEL) XXX-123-4567	(FAX)	XXX-123-4568
現在行っている 事業の概要 (※2)	設立(創業): 平成○年△月、親から事業承継(平成□年◇月、法人化) 事業の概要: ●●県▲▲島にて、トマトを主とした野菜の有機栽培を行っている。		
資本金又は 出資金 (※2)	5,000 千円	事業者全体の雇用者数 (週 20 時間以上勤務する 雇用者数、役員を含む) (※2)	5 人
		うち、特定有人国境 離島地域全体に おける雇用者数	5 人
職歴 (※3)	年 月		
	年 月		
	年 月		
過去の申請の 有無	<input type="checkbox"/> 今回初めて雇用機会拡充事業に申請する		
	<input type="checkbox"/> 現在、雇用機会拡充事業を実施中である(年度目)		
	<input type="checkbox"/> 過去に雇用機会拡充事業を実施したことがある(平成・令和 年度)		

(※1) 事業計画書提出時点の情報を記載してください。

(※2) 「2. 雇用機会拡充事業に係る事業概要」の「申請区分」が「創業」の場合等、事業計画書提出時に事業を行っていない場合は記載不要です。

(※3) 「2. 雇用機会拡充事業に係る事業概要」の「申請区分」が「事業拡大」の場合、記載不要です。

2. 雇用機会拡充事業に係る事業概要

申請区分	<input type="checkbox"/> 創業 <input checked="" type="checkbox"/> 事業拡大(設備投資を伴うもの) <input type="checkbox"/> 事業拡大(設備投資を伴わないもの) <input type="checkbox"/> 特定有人国境離島地域外の創業	
事業計画期間 (※1)	(事業開始日) 令和3年10月 1日 ~ (事業終了日) 令和4年 3月 31日	
雇用創出人数 (※2)	事業計画期間内に、新たに雇用する予定の人数 (週 20 時間以上勤務する雇用者数で、役員を含む)	4 人
該当する 選定基準 (※3)	<input checked="" type="checkbox"/> ア 島外の需要を取り込み、島内の経済に貢献する事業である 「6. 雇用達成計画」の人数と整合させてください	
	<input type="checkbox"/> イ 離島地域であることによって生じている課題を解決し、必要不可欠な商品又はサービスの提供を受けることに関する条件不利性を改善する事業である	
	<input type="checkbox"/> ウ 特定有人国境離島地域以外の地域から事業所を移転して行う事業、特定有人国境離島地域以外の地域から移住して創業する事業など、島への転入者数の増加に直接的に効果があることが明確な事業である	
	<input type="checkbox"/> エ 島外から人材を一元的に募集・確保して島内で不足する働き手として活用したり、業種ごとの繁閑期に応じてマルチワーカーとして働くことができる環境を創出したりする等、島内に働き手を呼び込み、又は安定的な雇用を創出する効果がある	
	<input type="checkbox"/> オ 宿泊施設や飲食店等において、施設の多言語対応や無料公衆無線 LAN (Wi-Fi) 整備、外国人向けメニュー開発を行うなど、訪日外国人旅行者の受け入れ環境整備を伴う事業である	
事業概要 (※4)	<p>1. 既存事業の概要(※申請区分が「創業」の場合は記入不要です。) 平成○年△月に●●県▲▲島において家業の農家を継ぎ、有機栽培にこだわった農業を営んでいる。平成□年◇月に株式会社化した。主にトマトを主軸に季節の野菜を育てており、育てた野菜は、島内向けの販売だけでなく、島のブランド品としてJA等を通じて島外にも幅広く販売している。また、一部の野菜は島内で加工を行っている事業者へ依頼し、ジュースやピクルスなどに加工され、土産物として販売されている。</p> <p>2. 新たに拡大する事業の概要</p> <p>事業名 トマトをパスタソース等に加工し、島外の物産展やオンラインで販売する事業</p> <p>事業所の場所 ・離島名: ▲▲島 ・所在地: ●●県 * * 市▲▲町 456</p>	

事業概要等

※次の のポイント等に留意して、記入してください。

※記載欄が足りない場合は適宜、行数・ページ数を追加してください。

(1) 事業概要

○事業（創業または事業拡大）の概要について記入してください。

・誰に対して、どのような商品、サービス等を、どこで、どのような方法で提供し、収益を得る事業なのか、商品・サービスの特徴（競合他社との差別化、セールスポイント）や自社の強み（独自のノウハウや技術、経験）などを踏まえて記入してください。

・事業実施にあたって必要となる各種許認可、資格等があればその旨記入してください。（既に取得している、または今後取得予定のもの）

※専門用語については、一般化して文言を変更したり、注釈を入れたりして説明すること。

(2) 背景・動機

○事業実施に至るまでの背景、経営理念等について記入してください。

・当該事業を始めたい理由や背景（地域課題や社会的ニーズなど）、また、当該事業を通して何を実現したいのかを記入してください。

(3) 事業性

○必要な売上・収益を確保し、継続していける事業であるかどうか、次のような内容を分かりやすく記入してください。

・ターゲットとする顧客や市場は明確か。（市場調査の状況…対象となる市場や顧客にはどのようなニーズがあり、今回の商品やサービスがいかにニーズにマッチしているかを説明）

・販売先等の事業パートナーが明確か。（商品やサービスの販売先等について説明）

・当該事業初年度（1年目）の売上予測。（根拠となる数値[単価、人数等]を説明）

※統計データ、調査データなど具体的な数値を使って説明すること。 など

(4) 成長性

○ターゲットとなる市場が拡大していく可能性があるか。また、今後、当該事業をどのように伸ばしていくのか、具体的な取組（事業プラン）について記入してください。

	<p>(5)継続性</p> <p>○補助金による経費負担がなくなっても、当該事業において収益、必要な人員を確保し、自立継続的に運営していくための取組(事業プラン)について、次のような内容を踏まえて記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状で想定できるリスクの洗い出し、対応策など。 ・当該事業2年目、3年目の売上げ予測。(根拠となる数値[単価、人数等]を説明) ・どのようにして必要な人材を確保するのか。(人材確保対策[UIターン者の活用等]、人材確保の目途等を説明) など <p>(6)事業効果</p> <p>○当該事業を実施することにより、期待される効果(当該事業による地域課題の解決、地域経済の拡大、雇用創出効果など)について記入してください。</p>
事業内容と都道県計画との整合性、基本方針との関連性	<p>●●県計画の「民間事業者の創業・事業拡大等の促進」における、地域資源を生かした島外需要の取り込みに該当する。</p>

(※1) 交付決定予定日から実績報告書提出予定日までの日付を記入してください。複数年度事業(年度を跨ぐものを含む)の場合、事業開始日は初年度の交付決定予定日を、事業終了日は最終年度の実績報告書提出予定日を記入してください。

(※2) 申請区分が「創業」の場合で代表者が離島地域に居住する場合、代表者を人数に含めてください。

(※3) 最も合致する基準項目を一つ選択してください。

(※4) 申請区分が「事業拡大」の場合、既存事業と新たに拡大する事業の内容をそれぞれ明確に記入してください。

3. 当該年度に係る交付対象経費明細(※1)

費目	交付対象経費(単位:円)		経費の内訳
	(消費税込)	(消費税抜)	
(1) 設備費又はこれに係る減価償却費	5,758,023	5,234,567	作業台、シンク、搾汁機、真空包装機、大型冷蔵庫等
(2) 改修費又はこれに係る減価償却費	3,300,000	3,000,000	加工場改修(排水整備等)
(3) 広告宣伝費	605,000	550,000	パッケージデザイン、展示会・商談会 出展費用、ホームページ制作
(4) 店舗等借入費	1,056,000	960,000	加工場家賃(80,000円/月)×12月
(5) 人件費(※2)	3,480,000	3,480,000	常勤雇用 25万円/月×6月×2人 パート 1000円/時×80H×6月×1人
(6) 研究開発費	660,000	600,000	新商品開発費
(7) 市外からの事業所移転費			補助対象経費のみ記載してください。 様式第3号 収支予算書と整合させてください。
(8) 従業員の教育訓練経費			
合計	14,859,023	13,824,567	

(※1) 当該会計年度の経費を記入してください。複数年度事業(年度を跨ぐものを含む)の場合、事業計画期間における全ての経費を会計年度ごとに作成することとし、次年度以降の交付対象経費については「7. 事業計画期間に係る経費」に記入してください。

(※2) 人件費の内訳は、「常勤雇用」「非常勤雇用」「パート・アルバイト」のいずれにあたるのかを明確にした上で積算金額(単価、人数、月数(日数)等)を記入してください。

4-1. 事業計画に係る資金計画(令和3年4月～令和4年3月)

事業に必要な資金		金額(千円)	資金調達の方法	金額(千円)
設備資金	中古建物(加工場)	4,400	(1) 自己資金	3,579
	作業台、シンク	1,358		
	搾汁機、真空包装機、 大型冷蔵庫	3,300	(2) 金融機関からの借入①	6,000
	加工場改修(排水設備等)	1,100	(3) その他(親族からの借入、本 交付金以外の補助金等)	0
		3,300	(4) 本交付金(補助金)	12,000
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #fff9c4;"> 事業拡大の場合は、既存事業と切り分けて 記載してください。 様式第3号 収支予算書と整合させてください。 </div>			<補助金交付までの手当>	
	(小計)	13,458	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> 自己資金 金融機関からの借入② その他(親族からの借入等) </div> <div style="margin-left: 10px;"> 2,000 10,000 </div> </div>	
運転資金	広告宣伝費	605		
	加工場賃料	1,056		
	人件費	5,800		
	試作品開発	660		
	(小計)	8,121		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #fff9c4;"> 補助金が支給されるまでの間、 どのように資金を調達するのか 記載してください。 </div>				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #fff9c4;"> 合計額を一致させてください。 </div>				
合計		21,579	合計	21,579

(※) 事業開始予定日から一年間程度の資金計画を記入してください。

(※) 「事業に必要な資金」の合計額と「資金調達の方法」の合計額が一致するように記入してください。

(※) 資金調達の方法に「金融機関からの借入」がある(予定している)場合、次頁「4-2. 金融機関からの借入金の調達状況」の該当する箇所にチェック(✓)してください。

(※) 本事業実施にあたり、本交付金以外の補助金(国、都道府県、市町村)の支給を受ける(予定)／受けている場合、「4-3. 他の補助金等の利用状況」を記入してください。

4-2. 金融機関からの借入金の調達状況

■上記「(2) 金融機関からの借入①」に係る資金【金額：6,000 千円】

✓	金融機関からの借入金に係る調達状況等
	既に調達済み(本事業の採択を前提に融資の確約を得ている場合を含む) 金融機関名:
✓	未調達(以下①~③の中から具体的な状況に✓をつけてください)
✓	① 本事業計画期間中に調達できる見込み(既に金融機関に相談しており、具体的に調達のめどが立っている) 金融機関名: 日本政策金融公庫
	② 本事業計画期間中に調達できる見込み(既に金融機関に相談しているが、まだ調達の目途は立っていない) 金融機関名:
	③ 将来的に調達する見込み(未だ金融機関に相談していない)
	特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金を申し込む(予定)

■上記「(4) 本交付金(補助金)」の「金融機関からの借入②」に係る資金【金額：10,000 千円】

✓	金融機関からの借入金に係る調達状況等
	既に調達済み(本事業の採択を前提に融資の確約を得ている場合を含む) 金融機関名:
✓	未調達(以下①~③の中から具体的な状況に✓をつけてください)
	① 本事業計画期間中に調達できる見込み(既に金融機関に相談しており、具体的に調達のめどが立っている) 金融機関名:
✓	② 本事業計画期間中に調達できる見込み(既に金融機関に相談しているが、まだ調達の目途は立っていない) 金融機関名: ●●銀行
	③ 将来的に調達する見込み(未だ金融機関に相談していない)
✓	特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金を申し込む(予定)

(※)複数金融機関、あるいは同一金融機関から複数回融資を受ける場合は、それぞれの状況がわかるように記入してください。合計金額が「4. 事業計画に係る資金計画」の「金融機関からの借入」金額と一致するように記入してください。

4-3. 本事業に係る他の補助金等の利用状況

国の補助金等<1>	補助金の名称	
	補助率	
	補助金額	千円
	交付決定日	年 月 日
国の補助金等<2>	補助金の名称	
	補助率	
	補助金額	千円
	交付決定日	年 月 日
都道府県・市町村の 補助金等<1>	補助金の名称	
	補助率	
	補助金額	千円
	交付決定日	年 月 日
都道府県・市町村の 補助金等<2>	補助金の名称	
	補助率	
	補助金額	千円
	交付決定日	年 月 日

5. 事業スケジュール

具体的な事業内容	
1年目	令和3年 10月 加工場改修、ホームページ制作 10月 <u>3名雇用(常用2名、パート1名)、新規雇用者への実務研修開始</u> 11月 加工開始 12月 販売開始 1月以降 新商品開発開始、展示会・商談会等へ出展
2年目	令和4年 既存商品の増産 展示会・商談会等のイベントに出展(臨時雇用1名) 新商品販売開始
3年目	令和5年 耕作面積拡大、商品の増産 <u>加工場に(常用)1名雇用</u> 展示会・商談会等のイベントに出展 オンライン広告宣伝・販売を強化
4年目	
5年目	

(※) 1年目は交付決定日から1年間程度の事業内容を記載してください(2年目以降も同様)。

(※) 本交付金の事業計画期間が1年間であっても3年間の計画を策定してください。

事業計画期間が3年を超える申請の場合は5年間の計画を策定してください。

6. 業績評価指標及び雇用達成計画

業績評価 指標	事業実施にあたり、以下のいずれかの業績評価指標を設定(✓)してください。						
		① 付加価値額(営業利益、人件費、減価償却費の合計額)					
		② 経常利益					
	✓	③ 売上高					
事業者の整理がしやすい月で区切って構いません。 (決算月、自治体の会計年度等)							(単位:千円)
業績評価指標 達成計画 (※)	直近年度 R2年1月 ~R3年12 月期	1年度目 R3年1月 ~R4年12 月期	2年度目 R4年1月 ~R5年12 月期	3年度目 R5年1月 ~R6年12 月期	4年度目 年月~ 年月期	5年度目 年月~ 年月期	6年度目 年月~ 年月期
① 付加価値額 (営業利益)							
(人件費)							
(減価償却費)							
② 経常利益							
③ 売上高		5,000	13,000	15,000			

③事業拡大の場合
 [例 1]本土の事業所が事業拡大により、五島市に営業所を設置する場合
 ⇒五島市の営業所における数値を記載。本土分を含めない。
 直近年度は、本土の事業所(既存事業)の数値を記載。
 [例 2]五島市の事業所が新事業(新分野)に進出する場合
 ⇒新事業分の数値を記載。既存事業分を含めない。
 直近年度は、既存の事業分の数値を記載。
 [例 3]五島市の事業所が規模・能力拡大を行う場合
 ⇒既存事業分を含めた数値(会社全体)を記載。
 直近年度は、既存事業分の数値を記載。

(※)上記「業績評価指標」で設定した指標(①~③のいずれか)について、数値目標を記入してください。なお、指標は補助金収入を除いた金額としてください。

雇用達成 計画	直近年度 R2年4月~ R3年3月末	1年度目 R3年10月 ~R4年3月 末	2年度目 R4年4月~ R5年3月末	3年度目 R5年4月~ R6年3月末	4年度目 R6年4月~ R7年3月末	5年度目 R7年4月~ R8年3月末	6年度目 R8年4月~ R9年3月末
特定有人国 境離島地域 全体におけ る雇用者数	5人	8人	8人	9人	自治体の会計年度(4月~翌3月) で記載してください。		
うち、雇用 機会拡充 事業にお ける雇用 者数	5人	8人	8人	9人	「1. 申請者概要」の雇用者数、 「2. 事業概要」の雇用創出人数と 整合させてください。		

7. 事業計画期間に係る経費(複数年度にわたる事業計画のみ)

(単位:千円)

	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	6年度目
設備費又は これに係る 減価償却費	(内訳) 加工場設備 1,235 絞汁機等 3,000 冷蔵庫 1,000	(内訳)	(内訳)	(内訳)	(内訳)	(内訳)
(小計)	5,235					
改修費又は これに係る 減価償却費	(内訳) 加工場改修 3,000	(内訳)	(内訳)	(内訳)	(内訳)	(内訳)
(小計)	3,000					
その他	7,910	6,789	7,890			
合計	16,145	6,789	7,890			

従業員の区分について

従業員とは、現在、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業員とする。

□個人業主

個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営している人をいう。

□無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含める。

□有給役員

有給役員とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、給与を受けている人をいう。重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含める。

□常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。期間を定めずに雇用されている人もしくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人をいう。

○正社員・正職員：常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員などと呼ばれている人をいう。

○正社員・正職員以外：常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員などと呼ばれている人以外で、嘱託、パートタイマー、アルバイト又はそれに近い名称で呼ばれている人をいう。

□臨時雇用者

1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

□派遣従業者（別経営の事業所への派遣従業者）

いわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

事業分類について

総務省の経済センサスの産業分類一覧をご覧ください。

<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2016/kekka/bunrui.html>

様式第3号（第4条、第8条、第11条関係）

雇用機会拡充支援事業収支予算書（精算書）

（収入の部）

（単位：円）

項目	予算額 <small>（本年度精算額）</small>	<small>（本年度予算額）</small>	増減	内訳
自己資金				
金融機関からの借入金				
親族からの借入金				
本事業の売上金				
市補助金				
その他				
収入計				

○補助金を活用して実施する事業（創業・事業拡大）に係る令和3年10月1日から6か月の収入と支出の計画を記載してください。
 ○消費税課税事業者は税抜で作成してください。
 ○様式第2号「3. 当該年度に係る交付対象経費明細」と整合させてください。
 ○事業拡大の場合は、既存事業と切り分けて、拡大する事業のみで作成してください。

（支出の部）

（単位：円）

項目	予算額 <small>（本年度精算額）</small>	<small>（本年度予算額）</small>	増減	内訳
補助対象事業費	設備費又はこれに係る減価償却費			
	改修費又はこれに係る減価償却費			
	広告宣伝費			
	店舗等借入費			
	人件費			
	研究開発費			
	市外からの事業所移転費			
	従業員の教育訓練経費			
補助対象事業費計 …①				
補助対象外経費				
支出計				

〈市補助金申請額〉

（単位：円）

上記補助対象事業費計 …①	①と補助対象事業費上限額とを比較していずれか少ない額…②	市補助金申請額（②×3/4） ※1,000円未満の端数は、切捨て

備考 補助対象事業費の上限額（創業の場合は600万円、事業拡大（設備投資を伴うもの）は1,600万円、事業拡大（その他）は1,200万円）

追加様式

※様式第3号における補助対象外事業費の支出内訳記載用(必要に応じて提出ください。)

補助対象外事業費内訳

(単位:円)

	項 目	金 額	支 出 内 訳
施設整備費	建設費		
	設備費		
	改修費		
	小 計		
運 営 費	仕入		
	租税公課		
	荷造運賃		
	水道光熱費		
	旅費交通費		
	通信費		
	広告宣伝費		
	接待交際費		
	損害保険料		
	修繕費		
	消耗品費		
	福利厚生費		
	給与賃金		
	利子割引料		
	地代家賃		
	外注工費		
	研修費		
	給与賃金		
	減価償却費		
	雑費		
小 計			
合 計			

事業実施予定地の位置図

【事業実施予定地住所】 〒	【予定地の確保状況】 ※いずれかに✓ <input type="checkbox"/> 確保済(契約済) <input type="checkbox"/> 確保見込あり <input type="checkbox"/> 確保済(自己所有) <input type="checkbox"/> 未定
【周辺位置図】	
【詳細位置図又は平面図・写真等】	

暴力団等排除に関する誓約書

令和 年 月 日

(宛名) 五島市長

住所 (所在)

商号又は名称

代表者職氏名

印

(生年月日

年

月

日)

私は、下記の事項について誓約いたします。

なお、下記の事項に該当となった場合には、速やかに届け出るとともに、指名停止等（契約の解除、許可の取消及び補助金等の不交付を含む。）、市が行う一切の措置について、異議申し立てを行いません。

記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等（別紙役員等名簿に記載）は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員により経営に実質的に支配若しくは関与を受けている者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者の損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1に掲げるものを下請契約等（受託契約及び間接補助事業交付決定を含む。）の相手方にしません。
- 3 下請契約等（受託契約及び間接補助事業交付決定を含む。）の相手方が1に掲げる者であることを知ったときは、当該下請契約等（受託契約及び間接補助事業交付決定を含む。）を解除（又は取消）します。

